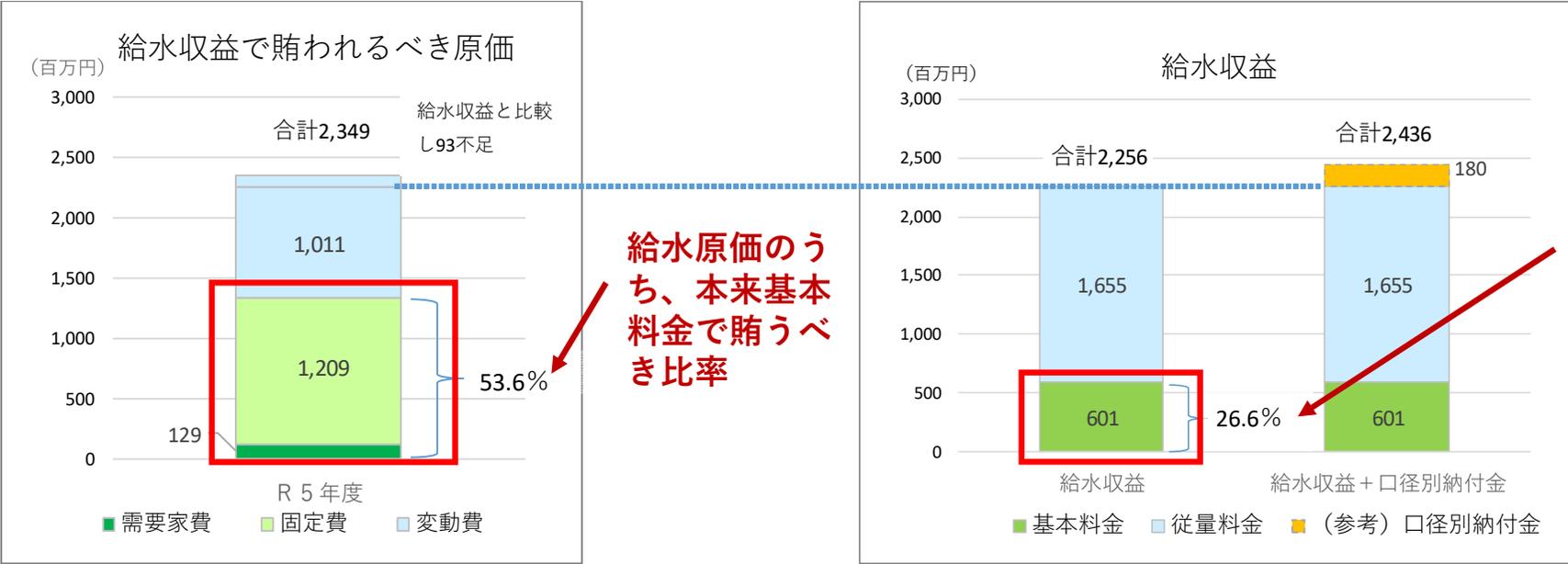


前回会議 資料2 「箕面市上下水道事業の現状と課題資料」 P.15 水道事業 経営状況(基本料金・従量料金と固定費・変動費)より

※「給水収益で賄うべき原価のうち固定費の比率」「給水収益のうち基本料金の比率」を比較するため、令和5年度決算を元に、(公社)日本水道協会「水道料金算定要領」を参考に分解した。



「給水収益で賄われるべき原価」を料金算定要領を参考に以下のとおり区分した

- ①需要家費 給水量に関わらず固定的に必要な費用(固定的経費)のうち、使用者の存在により生じる費用(検針費、量水器費等)
- ②固定費 固定的経費のうち需要家費以外(維持管理費、減価償却費、支払利息) から収入のうち控除項目を差し引く
- ③変動費 給水量の増減に比例する費用(薬品費、動力費、受水費)

※料金算定要領では、口径別納付金は固定費から控除することとなっているが、景気に左右される不安定な収入であるため、今回の分析では、控除項目からはずして作成した。

- 基本料金：各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金 (箕面市では基本水量(8 m³/1カ月)の水道料金及びメーター使用料)
- 従量料金：使用水量に応じて徴収される料金 (箕面市では超過水量の水道料金)